

## 8-⑤公文書中の罪名は非開示条項に当たるか？

### 【問題】

精神保健福祉法第25条により強制入院させられた「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者」の罪名は非公開情報か？

### 【個人情報の送り手・受け手】

地方公共団体、保健所等→（罪名）→患者本人

### 【解釈】

罪名は公開すべきである。

（理由）

実施機関は、精神保健福祉法25条通報受理書及び精神障害者等通報書に記録されている罪名については、逮捕される際に、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）201条（逮捕状による逮捕の手続き）又は同法210条（緊急逮捕）等により、逮捕理由を本人に告知することが義務づけられていることから、これを開示することにより、個人情報保護条例において不開示とされる当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとは認められず開示すべきである。

なお、精神保健福祉法25条通報受理書に記録されている逮捕した原因、治療歴の診断名、精神障害の概要及び現在の状態、簡易鑑定の診断名の情報は、個人の評価、診断、判定等に関する情報であって、開示すると、その内容によっては、申立人との見解の相違があった場合には、申立人の心理的反発や抵抗が生ずることが予想され、その結果、指定医等の客観的かつ適正な評価、診断が困難になるおそれがあるなど、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあることから、不開示とされる評価・診断等情報に該当する。また、精神障害者等通報書に記録された不起訴処分（要旨）、病状の区分、病状の概要中の病名、その他参考事項欄に記録された情報及び精神診断書記載内容のうち診断、判定等にかかる事項の情報も、個人の評価、診断、判定等に関する情報であって、開示すると、その内容によっては、申立人との見解の相違があった場合には、申立人の心理的反発や抵抗が生ずることが予想され、その結果、指定医等の客観的かつ適正な評価、診断が困難になるおそれがあるなど、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあることから、同様に不開示とされる評価・診断等情報に該当する。

## 9. 飲料水安全

9-①水質の検査結果公表を取りやめるように、周辺住民から要請があった。

### 【問題】

井戸水から基準値以上のヒ素が検出された際、農作物への風評被害を懸念した農家から、検査結果の公表を取りやめるように要請があった。

### 【個人情報の送り手・受け手】

保健所→（ヒ素汚染地域名）→マスコミ

### 【解釈】

公表に問題はない。

参考：<http://www.saitama-np.co.jp/news02/17/02p.html>

### （理由）

関連する農家の風評被害により被る損害と基準値以上のヒ素が検出された井戸の近隣の住民の健康保護という公衆衛生上の利益とのバランスから、公表することには公益性があると考えられる。

## 10. 介護等安全

（該当事例なし）

## 11. 児童虐待

### 11-①警察が情報提供してくれない

#### 【問題】

警察が市の子育て支援課に対し、虐待死の可能性があった死亡事故の情報を提供してくれない。死亡個票も利用できない。

虐待死の可能性があったのは、3人兄弟の3男。もし虐待死だったならば、上の二人の子供にも虐待の危険が及ぶ可能性があった。今回のケースでは、そもそも立ち入り検査ができない状況であったが、もともと市の子育て支援課には立ち入り検査の権限がない(児相には立ち入り検査をする権限がある)。

#### 【個人情報の送り手・受け手】

警察→(虐待死児童の家族情報)→市の関連部局

#### 【解釈】

犯罪捜査が終了していない場合には、警察からの情報提供を受けることはできない(刑事訴訟法 196 条参照)。

(理由)

犯罪捜査においては、証拠の収集・保全という目的があり、検察官、検察事務官及び司法警察職員並びに弁護士その他職務上捜査に関係のある者は、被疑者その他の者の名誉を害しないように注意し、且つ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない(刑事訴訟法 196 条)とされている。

したがって、犯罪捜査が終了していない場合には、警察からの情報提供を受けることはできない。市の子育て支援課の事務として不可欠であれば、事実上、警察からの情報提供を受ける方策を検討すべきであろう。

**11-②保育園でリストアップした児童の情報を、関連する部署で共有することは可能か？**

**【問題】**

子育て支援課などで、市立保育園の保育士がリストアップした子どもの情報を集約して共有し、共同研究することを検討している。このような個人情報の目的外利用は妥当か。

**【個人情報の送り手・受け手】**

保育園→（リストアップした児童の個人情報）→地方公共団体の関連する課

**【解釈】**

こども育成部が、母子保健法第10条および第12条に基づき乳幼児健康診査および保健指導を実施し、支援の必要な子どもの早期発見及び支援を目指して、従来の健診では見つからなかった、高機能自閉症や学習障害といった問題が保育園の年長の時期や小学校就学後に顕在化するケースを対象として、今後の健診等での観察や質問項目の精査、問題の早期発見を目指して共同研究「障害児およびその周辺にある子どもと家庭への支援のために」を実施するにあたり、こども育成部子育て支援課、保育課（保育園）及びこども健康課が、市立保育園で保育士がリストアップした「気になる子ども」の情報を集約して共有し、研究として検証することは認められる。

**（理由）**

母子保健法第10条および第12条に基づく共同研究として、こども健康課が、市立保育園で保育士がリストアップした「気になる子ども」の情報を集約して共有し、研究として検証する場合、対象となる個人の性別と年齢について個人情報を取り扱い、特定の個人の識別性をなくすこととして行う限り、保有個人情報の外部提供はないといえる。なお、共同研究の実施にあたっては、「気になる子ども」をリストアップすることになる結果、特定の個人が識別されるようなことにならないように留意する必要がある。また、情報の保有期間も共同研究の期間に限定し、研究終了後は適切な廃棄が望まれる。

11-③児童虐待の加害者・親が、児相に対し文書の公開を求めたが却下されたことは妥当か？

**【問題】**

児童相談所が作成した文書の本人開示請求を却下とした決定は妥当であるか？

**【個人情報の送り手・受け手】**

児童相談所→（被虐待児童の保護時の情報）→被虐待者の後見人＝親

**【解釈】**

児童相談所が作成した文書の本人開示請求を却下とした決定は妥当である。

（理由）

児童福祉法（以下「法」という。）2条は、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」ことを規定し、法12条1項は、都道府県が児童相談所を設置する義務を定め、同条2項は、児童相談所の主たる業務を定めている。そして、児童及びその保護者に対する相談援助活動を実施している。児童及び保護者の指導を行った場合に、その経過や内容について児童相談所の担当職員が指導経過記録票を作成し、相談内容等が記載されている。

このような文書について児童又は法定代理人から開示請求がなされた場合、実施機関には、保有個人情報の開示義務があるが、その事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす情報は不開示とされているので、不開示とされよう。

なお、個人情報が当該文書に記載されていない場合もあり、このような場合は、個人情報が不存在として却下処分となる。

## 12. 生活環境安全

### 12-①アスベスト：中皮腫の情報を目的外利用できるか？

#### 【問題】

（何らかの形でアスベスト患者の情報を知ったとき）患者の診断書には中皮腫と書かれていても、肺がんとしか聞いていない、アスベストによるものと聞いていない場合がある。それを保健所が患者に教えてあげれば、病院の先生はそんなことを教えてくれなかったとあって、トラブルの原因になる恐れがある。これも目的外使用になりうるので、教えてあげにくい。

#### 【個人情報の送り手・受け手】

市町村の担当部署、保健所→（中皮腫の情報）→患者、遺族

#### 【解釈】

患者本人が自己情報の開示請求ができる場合は、それに委ねるべきである。

（理由）

そもそも、個人情報保護制度が構築された背景には、個人の自己情報コントロール権の確立がある。自己情報コントロール権は、プライバシーの権利を、国家機関等に管理されている自己の情報の訂正、削除等を積極的に求める権利をいう。

この場合は、患者本人から、自己情報の開示請求を医療機関に行うことができるので、保健所等は、診断内容を教示することは差し控えるべきである。

### 12-②アスベスト：（類例）死亡個票情報の目的外利用が認められるか？

#### 【問題】

死亡個表には死亡原因として中皮腫であるとか、アスベストに起因するとか書かれている。これはあくまで統計上のものであり、アスベスト患者の遺族を支援するためのものではない。よって、教えてあげれば遺族は助かるはずだが、目的外利用になるので教えてあげにくい。

#### 【個人情報の送り手・受け手】

市町村の担当部署、保健所→（死亡個票の情報）→死亡個票に記載された遺族

#### 【解釈】

遺族から、個人情報の開示請求がなされた場合、死亡個票に記載された「アスベストに起因する」との記載は、遺族にとっても関連する情報なので、開示請求は認められよう。

（理由）

死者の個人情報ではあるが、遺族の個人情報でもある場合には、個人情報保護条例で生者の個人情報に限定して個人情報を定義する条例においても、解釈上、個人情報の開示請求を認めているところが多い。

## 12-③アスベスト：保健所が持つ個人情報を医療機関に渡してよいか？

### 【問題】

「石綿による健康被害の救済に関する法律」（アスベスト救済法）の申請者が法の定める救済対象に当たるかどうか診断してもらうために、保健所が医療機関に申請者の個人情報を渡してもよいか？

### 【個人情報の送り手・受け手】

市町村の担当部署、保健所→（申請者の個人情報）→医療機関

### 【解釈】

「石綿による健康被害の救済に関する法律」（アスベスト救済法）の申請者が法の定める救済対象に当たるかどうか診断してもらうために、保健所が医療機関に申請者の個人情報の提供をすることは目的外利用であるので、個人情報保護審議会に諮問・答申を得ておく。

（理由）

「石綿による健康被害の救済に関する法律」が成立し、石綿による健康被害についての救済制度が設けられた。保健所においても認定申請を受け付けるため、新規事務として届け出が必要となる。

個人情報として届出られるべき事項は、氏名、住所などの基本項目のほか、健康状態、病歴、家族状況、職業、職歴、その他申請・給付に必要な事項などである。認定申請に当たりましては医療機関からの診断書も必要であるため、本人以外の民間・私人からの収集も認められる。

参考：[http://www.kojinjoho.metro.tokyo.jp/jimu/pdf/41/41\\_12\\_13\\_94.pdf](http://www.kojinjoho.metro.tokyo.jp/jimu/pdf/41/41_12_13_94.pdf)

新規に個人情報を扱うということで個人情報保護審議会に報告する必要がある。

参考：

<http://www.metro.tokyo.jp/POLICY/JOHO/JOKO/SHINGI/e7gbh100.htm>

なお、他の医療機関に対して外部提供する場合には、個人情報保護審議会の諮問・答申を得て行わなければならない。

12-④がん登録：がん検診のために、個人情報の目的外利用は認められるか？

**【問題】**

「健康課 がん検診対象者管理事務」、「高齢福祉課 介護予防ケアマネジメント事務」のために「市民課 外国人登録事務」から個人情報の目的外利用をすることは妥当か？

**【個人情報の送り手・受け手】**

市町村の担当部署→（外国人登録の個人情報）→市町村の別の部署

**【解釈】**

「健康課 がん検診対象者管理事務」、「高齢福祉課 介護予防ケアマネジメント事務」のために「市民課 外国人登録事務」から個人情報の目的外利用は妥当である。

（理由）

公衆衛生の向上から、実施機関内部で利用する場合として認められる。

⑤がん登録：がん登録を拒否できると公知されていれば同意の代わりになるか？

**【問題】**

がん登録で個人情報を収集する際、登録を拒否できると記されたパンフレットを配布しておけば、本人同意を得なくてもいいか？

**【個人情報の送り手・受け手】**

がん患者→（患者の個人情報）→都道府県、国

**【解釈】**

がん登録で個人情報を収集する際、登録を拒否できると記されたパンフレットを配布しておけば、本人同意を得なくてもよい。

（理由）

がん登録事業は、個人情報保護法において本人同意の例外とされ(16条・23条)、厚生労働省のガイドラインでは、登録を拒否できる旨を周知できるような方法を用いれば同意があったものとみなしている。

もっとも、がん登録事業を実施する自体は、地方公共団体であり、個人情報保護条例において、個人情報の収集について個人情報保護審議会へ諮問し、答申を得ておくべきである。

参考：宮城県では、パンフ配布で同意を得たことにしている。



12-⑥がん登録：本人が告知を受けていない場合、家族が代わりにがん登録に同意できるか？

【問題】

がんの告知を行わない場合は、家族等にごん登録の内容を知らせることになると考えられるが、家族等においても登録拒否の申し出を行えるのか。

【個人情報の送り手・受け手】

がん患者の家族→（患者の個人情報）→都道府県、国

【解釈】

がん登録事業において、がん告知を行わない場合、家族が本人に代わって同意することはできないと解される。

（理由）

公衆衛生の向上から個人情報保護法は本人の同意なく第三者に個人データを提供することを認めている（個人情報保護法 23 条 2 号）が、そもそも、他人の個人情報を第三者に提供することは、それ自体で直ちに個人の権利利益を侵害する行為とまではいえないが、自己の個人情報を第三者に提供された者にとって、自己の知らないうちに情報が移転されると、個人情報のコントロールができなくなるおそれがある。ことに、がん告知を行っていない場合、その情報はきわめてセンシティブなものであり、いっそうプライバシー保護の必要性が高いといえる。家族であっても、本人の自己情報をコントロールする権利まで制約できるものではない（幼児など自己情報をコントロールできる適格性がない場合は除かれよう）。

したがって、がん登録事業において、がん告知を行わない場合、家族が本人に代わって同意することはできないと解される。

## 12-⑦洪水被害者の個人情報の目的外利用

### 【問題】

2005年のX区の洪水で、区の担当課長がNHK受信料の減免の便宜を図るため、NHKに被害者名簿を渡した。のちにこれは個人情報保護条例に違反したとされ、担当課長は処分を受けることになった。

### 【個人情報の送り手・受け手】

市町村の担当部署→(洪水被害者名簿)→NHK

### 【解釈】

実施機関が外部提供するにあたって、本人の財産保護のために利益になる場合を規定する個人情報保護条例もあるが、そのような規定がなければ個人情報保護条例に違反することになる。

(理由)

地方公共団体の個人情報保護条例において、「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」、「実施機関が所掌事務の遂行に必要な範囲内で記録情報を内部で利用し、かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があるとき」、「保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会の意見を聴いて特別の理由があると認められるとき」などの場合、保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている。

このような事例の場合、条例において、「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」が定められており、それに該当することがいえなければ条例に違反している。

## 12-⑧刑事事件がらみの健康危機の場合、必要な情報が入手できない。

### 【問題】

炭疽菌騒ぎがあったとき、刑事事件になった時点で警察が保健所に情報提供しなくなり、対応が困難になった。

### 【個人情報の送り手・受け手】

警察→（騒ぎに関連する個人情報）→保健所

### 【解釈】

犯罪捜査が終了していない場合には、警察からの情報提供を受けることはできない（刑事訴訟法 196 条参照）。

（理由）

犯罪捜査においては、証拠の収集・保全という目的があり、検察官、検察事務官及び司法警察職員並びに弁護士その他職務上捜査に関係のある者は、被疑者その他の者の名誉を害しないように注意し、且つ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない（刑事訴訟法 196 条）とされている。

したがって、犯罪捜査が終了していない場合には、警察からの情報提供を受けることはできない。

なお、炭疽は四類感染症であるから、感染症法 15 条 1 項の必要な調査等が必要である。

## 13. その他

### 13-①IT を利用した個人情報共有の仕組み

#### 【問題】

船などで鳥インフルエンザの感染者が入国してきたとき、乗船者の住所を地図上にプロットし、迅速に追跡調査する必要がある。しかし、個人情報保護の影響で、旅客者の情報を利用することはできない。また、手書きの住所の場合、それを電子情報に変える効率的なシステムが見当たらない。この状態ではいざというときパンデミックに対応できないので、事前に対策システムを構築したい。

#### 【解釈】

個人情報保護が議論される前提には、IT 社会における情報の利用と保護がある。個人情報に関する限り、IT による情報共有も法令の範囲内で行わなければならない。

手書きの情報を電子情報に変えるには、スキャンした画像を OCR によって文字認識させる手段があるが、現時点で満足できる精度は得られない。現実的には、旅客者名簿を入手できるような手続きを事前にとっておくほかない。

#### D. 考察

1. 個人情報保護というのは「私生活をみだりに公開されない権利」や「個人の秘密が公開されない権利」という権利だけでなく、「誤った情報や不完全な情報によって自分が不利益にならないようにする権利」であり、「自己についての情報を知る権利」でもあると考えられている。そして、これらの権利は日本国憲法第 13 条が保障する「個人の尊重と幸福追求の権利」のひとつであるとされている。

わが国における個人情報保護に関する法制度は複雑である。個人情報保護に関しては、基本法としての個人情報保護法があるが、その他に国の行政機関を対象とする「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）、独立行政法人等を対象とする「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人個人情報保護法」という。）がある。また、地方公共団体の保有する個人情報については、各地方公共団体が定める「個人情報保護条例」がある。したがって、民間の医療機関等の場合には、個人情報保護法が適用されるが、国立の医療機関等では行政機関個人情報保護法が、また国立大学法人及び独立行政法人国立病院機構に所属する医療機関等では独立行政法人個人情報保護法が適用される。さらに、地方公共団体の設立する保健所や医療機関等の場合には、各地方公共団体が定める個人情報保護条例が適用される。

このように個人情報保護に関しては、その保有する組織によって個人情報保護に関

する適用される法律や条例が異なる。そして、各法律や条例では、それぞれ個人情報保護の仕組みが相違しているので、適用にあたっては個別に検討する必要がある。

個人情報保護法は、民間部門における個人情報の適正な取扱いに関するルールを個人情報取扱事業者に対する法律上の義務として定めている。基本的なルールは、個人情報を取り扱う場合には、その利用目的をできるだけ明確にし、原則として、その利用目的の達成のために必要な範囲内で取り扱うといものである。民間部門では、当事者間の自主的な対応で解決されることが期待されているので、事業者による個人情報の取り扱いについて本人が適切に対応できるように利用目的の本人への通知や公表、本人同意のない目的外利用や第三者提供の禁止、本人からの求めによる適正な範囲での開示・訂正・利用停止等の義務などが定められている。

個人情報保護法は、民間部門に適用される法律であり、国の行政機関や独立行政法人等、地方公共団体といった公共部門については、別途の制度が構築されている。

地方公共団体の定める個人情報保護条例は、必ずしも統一的ではないものの、基本法としての個人情報保護法において定められた義務（個人情報保護法 11 条）に照らして、個人情報の適正な取扱いのための仕組みが構築されている。個人情報保護条例が個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の制定に伴って、「地方公共団体における個人情報保護対策について」（総行情第 91 号平成 15 年 6 月 16 日）との通知によって条例制定や既存の条例の見直しが図られている。

個人情報保護条例における個人情報の取扱いにあたってのいくつかの原則について整理すると、まず、①個人情報の取得を利用目的の範囲内に限定し、その取得は適法かつ適正な方法によって原則として本人から取得する。もっとも、人の生命、身体又は財産の保護のため等の場合には本人同意の例外とされる。また、事務・事業の目的達成のために本人以外から取得することについて個人情報保護審議会・審査会の判断によって認められるという場合もある。②実施機関が保有する個人情報を、原則として、特定した利用目的以外目的のために利用・提供してはならない。この場合も、法令等の規定に基く場合や本人の身体、生命又は財産の保護のために必要がある場合、公益性や緊急性がある場合、個人情報保護審議会・審査会の判断によって認められた場合などは目的外利用や第三者提供が許される。

健康危機管理という合理性のある目的のために個人情報を取り扱うことは個人情報保護条例の本旨に照らし基本的には許されるものと考えられる。健康危機管理対策を担当する実施機関が個人情報を取得する場合、人の生命、身体の保護として本人同意の例外に該当するケースが多いであろう。また、各関係法令が定められている場合には、法令等の規定に基くものとして、目的外利用や第三者提供が許されるであろう。

健康危機管理においては、健康危機発生の未然防止及び健康被害が発生した場合の適切な措置が重要である。健康危機発生の未然防止に関して、人の生命、身体又は財産の保護として本人同意の例外に該当すると考えることができる場合のほかは、事

務・事業の目的達成のために個人情報保護審議会・審査会の判断を求めておくべきである。また、健康被害が発生した場合、被害者に対して適切な援助を講じることが求められるが、法令等の規定に基く場合や本人の身体、生命又は財産の保護のために必要がある場合、公益性や緊急性がある場合のほか、個人情報保護審議会・審査会の判断によって認められた場合にも目的外利用や第三者提供が許されることになる。

2. 上記の原則を基にすると個人情報の収集・利用・管理・提供に関しては本人の同意が必要だが、「人の生命、身体又は財産の保護のため」「公益性や緊急性がある場合」には本人の同意無しに個人情報の収集・利用・管理・提供が可能となっている。しかしその解釈が難しい。情報を取る側にとっても、同じ行為に対して、解釈の異なる場合があるであろうし、情報を取られる・使われる側にとっても解釈の異なる場合がある。情報を取る側と情報を取られる・使われる側との解釈が異なっている場合には、情報を取る側が引き下がざるを得ない場合が多い。このことが、健康危機管理に従事する保健医療福祉従事者が戸惑う因となっている。

そのためには2つの方策が考えられる。1つは上記C.結果で示した事例を各自治体で自身の地域に合った形に整理し、事前に個人情報保護審議会・審査会の判断を求めておくこと。2つ目は本人同意と第三者提供に関して、たとえば疫学研究倫理指針に準じて基準を国として設けることである。

いずれの場合も、困難を生じる事例に際して、以下のような整理とその提示が必要

であろう。

①必要とする合理性（法的根拠があれば、それも）

例：～を予防するために～

②個人情報を扱える人間（職員）の範囲を限定して明示

例：保健所長：所長太郎 疫学情報室：情報二郎

③期限を明示する

例：この個人情報は、○年○月○日から○年○月○日まで使用します。その後は、今回と同様の手続きを経て使用の承認を求めた結果に従います。

④保管場所（場所・室は安全のため明示しない）に物理的な安全管理措置（入退室管理、盗難防止の措置、機器・装置の物理的保護）を施していることを明示

例：保管場所は入退室に施錠解錠を必要とし、中の保管庫も利用に際しては施錠解錠を必要としています。

⑤データを暗号化していることの明示

例：個人情報のデータは暗号化しています。

⑥個人情報の訂正方法を明示

例：保有した個人情報は届けがあり次第、早急に訂正致します。

3. 情報漏えいは、住民にとって大きな危険になっているので、その方策も重要である。そのための提案として情報共有には LGWAN を利用することを挙げる。個人情報・健康危機情報の共有に関するポイントは、健康危機の性質や深刻さに応じて情報共有の範囲を変えられることである。火山の噴火・パンデミックのような深刻な健康危機に対しては、多くの関係機関でマスクなし

の情報共有が必要となる。軽度の健康危機に関してはその逆になる。

LGWAN による情報共有は、このポイントを最も低コストで実現する。それは①すでに LGWAN は実用化されており、新たに VPN 接続による WAN を作る必要がない。②個々の公務員に権限の設定が可能であり、健康危機に応じて権限の設定を変更することも不可能ではない。③すでに十分なセキュリティを維持しており、新たな情報管理対策を必要としない。からである。より詳細に見ると、セキュリティ対策として、LGWAN では VPN を利用しており、公開鍵暗号方式によって暗号化したデータを送受信している。よって、通信時のセキュリティ対策は十分になされている。残された問題は端末のセキュリティになる。端末のセキュリティ強化策としては、以下のようなものが考えられる。①ハードディスクの暗号化（EFS）：この暗号化によって、ハードディスクから直接データを吸い出してもファイルが読み込めなくなり、盗難等による情報漏えいの危険を減じることができる。②端末のデータ伝送路（USB、PCI 等）のチェック：USB ポート等の外部接続端末を物理的にふさぐことも対策の一つである。③アクセス権設定などによる利用権限の制限：ソフトウェアのインストール等に関して制限を設けることで、ファイル交換ソフトの利用などを防ぐことができる。

いずれも現在では常識的になされていることである。これらの手段を含めた総合的なセキュリティの状態を逐次確認することが肝要であろう。

4. その他の問題として、情報提供を迅速

にするために考慮しなければならないこととして a. 民間機関の意思決定機関が行政地域内にある場合と b. 民間機関の意思決定機関が行政地域外にある場合（チェーン店、支店など）も国としての基準を設ける場合に明確にしておく必要がある。

#### E. 結論

行政機関において経験した健康危機管理と個人情報保護とのあつれき事例を収集し、その事例を検討することにより、本人の同意無しに個人情報の収集・利用・管理・提供が可能となる「人の生命、身体又は財産の保護のため」「公益性や緊急性がある場合」等の解釈に食い違いを生じないための方策として次のものを提案した。

1. 上記C.結果で示した事例を各自治体で自身の地域に合った形に整理し、事前に個人情報保護審議会・審査会の判断を求めておくこと。
2. 本人同意と第三者提供に関して、たとえば疫学研究倫理指針に準じて基準を国として設けること。
3. 情報セキュリティ対策として、LGWANによる情報共有を図り、端末のセキュリティ強化策に努めること。また、諸訂正請求・安全措置等のシステム整備と広報の方法を図ることも必要である。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表

##### 1. 論文発表

なし

##### 2. 学会発表

1) 藤井 仁、星 佳芳、土井 徹、水嶋春朔、安富 潔. 健康危機発生初動時の個人情報の流れに関する研究. 第20回 公衆衛生情報研究協議会研究会（高松、平成19年2月）

2) 藤井 仁、土井 徹、星 佳芳、水嶋春朔. 健康危機対応における個人情報の利用と保護に関する研究. 第66回 日本公衆衛生学会総会（松山、平成19年10月）

3) 安富 潔. 地域健康危機管理と個人情報保護. 第21回 公衆衛生情報研究協議会研究会（和光、平成20年1月）

4) 藤井 仁. 健康危機対応のための個人情報データベース構築・共有手法. 第21回 公衆衛生情報研究協議会研究会（和光、平成20年1月）

#### H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

##### 1. 特許取得

なし

##### 2. 実用新案登録

なし

## Ⅱ. 総合研究報告 2

### 健康危機管理における個人情報保護と

### プライバシー保護の問題

土井 徹(国立保健医療科学院研究情報センター)

安富 潔(慶應義塾大学大学院法務研究科・法学部)

藤井 仁(日本公衆衛生協会・国立保健医療科学院研究情報センター)

星 佳芳(国立保健医療科学院研究情報センター)

水嶋春朔(国立保健医療科学院人材育成部)



厚生労働科学研究費補助金（地域健康危機管理研究事業）  
総合研究報告書  
健康危機発生から原因特定に至る初動時の個人情報の利用と保護  
に関する研究  
(H18-健危-一般-002)

主任研究者 土井 徹（国立保健医療科学院研究情報センター長）

研究要旨：保健医療福祉従事者が地域健康危機管理のために個人情報を扱う際に、個人情報取り扱いの根拠が示されている法律が無い段階での扱いを容易にするために、そのためのガイドライン作成を支援することを目的として、①健康危機発生時の個人情報取り扱いに関して困難が生じた事例を収集（保健医療福祉従事者からの聞き取りと新聞・雑誌報道からの抽出）②個人情報保護に関する法律の検討③個人情報の収集と利用に関する社会的な懸念 を検討した結果、問題となる事例には個人情報保護とプライバシー保護が混在している場合が少なくないことを指摘し、この部分の関係者への教育訓練とガイドラインへの盛り込みが必要であることを述べた。また業務上収集利用する際の個人情報訂正請求・安全管理措置・第三者提供に対する検討と整備が重要であり、これらもガイドラインに盛り込む必要性を指摘した。

分担研究者

安富 潔（慶應義塾大学大学院法務研究科・法学部教授）

水嶋 春朔（国立保健医療科学院）

研究協力者

星 佳芳（国立保健医療科学院研究情報センター室長）

藤井 仁（日本公衆衛生協会・国立保健医療科学院協力研究員）

A. 研究目的

本稿では健康危機への対処上、個人情報保護が問題になった事例を収集し、問題をいくつかの類型に分ける。このような類

型化によって問題を明確にし、その上で、問題のいくつかについては、その解決につながる提言をする。これが本稿の目的である。

B. 研究方法

本研究は事例収集とその類型化、問題の整理が中心となる。以下それぞれの手順とポイントを簡単に述べる（図1参照）。

事例収集に関しては、主に三つの情報源から行った。ひとつは保健所での聞き取り調査である。ここでは聞き取り調査の特質を生かし、特定のトピックについて深く掘

り下げる形をとった。もうひとつは新聞・雑誌記事の収集である（APPENDIX1 参照）。これは聞き取り調査と対を成す広範な調査である。今回行った調査では、個人情報保護法が施行された 2001 年以降現在までの新聞・雑誌記事を対象とし、健康危機への対処上、個人情報保護が問題になった事例を収集した。最後のひとつは判例・報告書からの事例収集である。これは、深く狭い聞き取り調査と、広く浅い新聞記事調査の間に位置するものである。加えてこの収集は、現在までの個人情報保護に関する法的解釈を確認する意味も持つ。これらの事例収集では、保健所・地衛研といった、公衆衛生にかかわる行政主体が中心的にかわった事例を抽出した。

事例を整理するにあたり、健康危機対処時の情報の流れや関連する法律に着目した。

情報の流れは、しばしば問題になる情報

の目的外利用や第三者提供に関する問題が、どこで生じるかを確認するために重要であり、健康危機に関連する法律は、個人情報の利用の裏づけとして重要である。たとえば食中毒を起こした旅館が、個人情報保護を理由に旅客名簿の提出を断った場合、何の法令を元に名簿の提出を求められるか—個人情報保護法の除外規定にある「法令に基づくとき」と言えるかを確認しておく必要がある。

情報の流れと関連法に着目して整理した事例は、以下の 3 つに類型化した。

第一に、個人情報保護と公衆衛生上の利益が相反するという問題ではなく、二つの利益を下支えする制度に問題がある場合である。たとえば、個人情報を公開しなければならぬ場合の基準がそろっていない、法令上公開を薦めておきながらそれを支える制度がないといった例が挙げられる。

第二に、個人情報保護の問題のようになってそうでないケースである。個人情報保護法が施行されてから現在まで、個人情報保護法の概念が正確に把握されているとは言いがたく、ともすれば個人情報を過剰に保護する傾向が見られる。個人情報でないものを個人情報扱いする、法令に定められた以上の過剰な手続きをとることなどが、この類型に当てはまる。

第三に挙げる問題が、本稿で焦点をあてるもっとも深刻な問題である。個人情報保

護による利益と、個人情報保護を制限することによって生じる公衆衛生上の利益が相反し、その2つのバランスが崩れている場合である。明白にバランスが崩れている例、たとえば生命・身体の危機より個人情報保護を優先するといった事例ならば、改善の方向性が明らかである。しかし、現実にはより複雑な例が多い。そこで、本稿では問

図1 報告書フローチャート

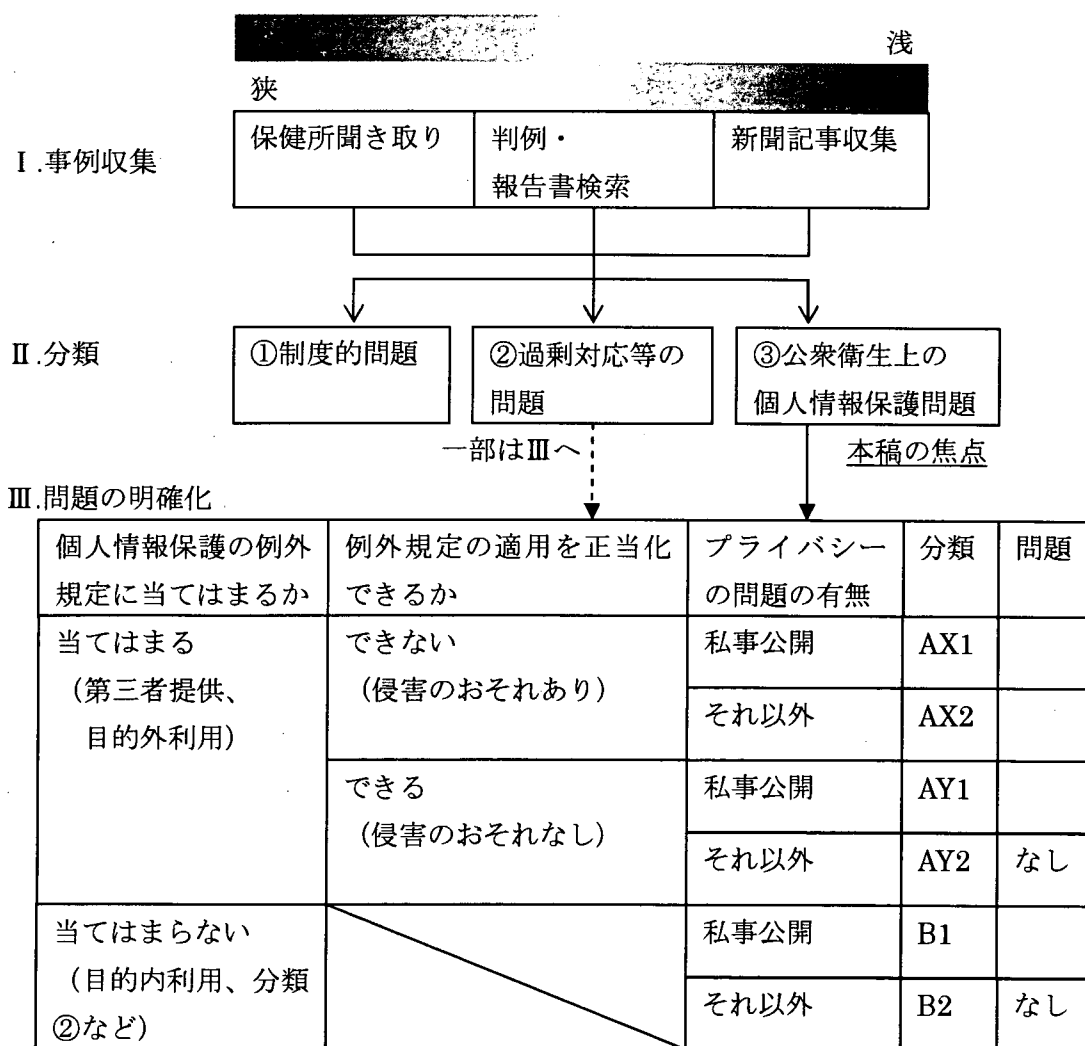


表 1 健康危機 12 分野

	発生例
①原因不明《が長く続いたもの》	松本サリン事件
②感染症	ノロウイルス
③医薬品・医療機器等安全（副作用・毒物劇物被害）	バリュウム溶液エタノール混入事故
④災害有事（生物テロ・SARS・地震等）	中越地震・福知山線脱線事故
⑤結核（多耐性結核菌対応等）	集団発生
⑥食品安全（食中毒・医薬品成分を含む健康食品等）	スギヒラタケ脳症
⑦医療安全（医療機関での有害事象の早期察知、判断等）	ワクチン摂取量ミスによる医療事故
⑧精神保健医療（措置入院に関する対応、心のケア等）	犯罪歴保有精神障害者の退所
⑨飲料水安全（有機ヒ素化合物による汚染等）	地下水におけるヒ素の基準超過
⑩介護等安全（施設内感染、高齢者虐待等）	介護福祉施設での職員による虐待
⑪児童虐待（身体的虐待・精神的虐待、ネグレクト等）	児童養護施設での虐待・行政訴訟
⑫生活環境安全（原子力災害、環境汚染等）	ウラン加工施設での放射線事故

題の所在を 3 点に絞込み、解決の方向性を探った。ポイントは、①目的外利用・第三者提供に当てはまるか、② ①を正当化するに足る理由があるか、③プライバシー侵害による損害賠償請求の可能性があるか、の三点である。

本稿での事例収集、類型化、問題の明確化と提言といった一連の流れ、特に最後の提言については、規範的になることを最後に注意しておく。より具体的に言えば、訴訟沙汰に負けないようにするといった方向で問題を解決しようとするのではなく、どうあるべきかを述べることになる。たとえば、検体をとる際には同意書を要するとガイドライン<sup>1</sup>に記されている。よって、どんな検体でも、それをとるからには同意を取らなければならないとするのが、訴訟に負けない問題処理方法である。しかし、本稿

<sup>1</sup> 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン（局長通達、平成 16 年 12 月 24 日作成、平成 18 年 4 月 21 日一部改正）

では、個人情報を含まない検体（菌株など）まで同意をとる必要はないと述べる。全てに同意を取ることによって失われる時間やコストは、個人情報保護による利益より大きいと考えられるからである。本稿では問題の根本的な解決のために、利益衡量を基にした適切な判断を訴える。

（倫理面への配慮）

発行資料を用いるので特に必要としないが、各事例の個人情報に関しては、その保護に留意する。

### C. 研究結果

#### (1) 個人情報保護と健康危機 12 分野の関連法および現況

最初に、個人情報保護法と健康危機関連法を、摩擦が起こりうる部分を中心にまとめる。前節で述べたように、保健所や地衛研のような、公衆衛生に携わる行政機関を中心とする。保健所が扱う健康危機は感染